

オリーブトップブランド普及啓発事業委託業務仕様書

1 趣 旨

香川県産オリーブオイル及びオリーブ加工品は、栽培、収穫、選別、加工、採油、品質管理等に多くの手間とコストを要しており、その品質の高さや希少性が価格に反映されている。

本業務は、県内外の国産オリーブを取り扱う百貨店、特産品販売店のバイヤー・販売員等を対象とした産地交流セミナー並びに県内主要地点におけるオリーブ新漬け及びオリーブオイルのプロモーションを実施することにより、香川県産オリーブの価値、品質の高さ及び価格の妥当性について理解促進と認知向上を図ることを目的とする。

なお、業務の実施に当たっては、単なる観光的な見学や物販イベントではなく、香川県産オリーブ及びオリーブオイルが高品質である理由、高価格となる背景、生産者・製造事業者のこだわり等について、来場者・参加者が納得感を持って理解できる内容とすること。

2 主催者（委託者）

かがわ農産物流通消費推進協議会 会長 奥田延幸

3 業務内容

（1）産地交流セミナーの実施

ア 目的

産地交流セミナーを通じて、県内外で国産オリーブを取り扱う百貨店や特産品販売店のバイヤー・販売員等に対し、香川県産オリーブ及びオリーブオイルが高品質である理由や高価格となる背景を理解してもらい、消費者に販売する際に納得感のある説明ができるようにすることを目的とする。

イ 実施時期

令和8年10月中旬から11月までの間で実施すること。

ウ 対象者数及び人数

県内外の国産オリーブを取り扱う百貨店、特産品販売店のバイヤー・販売員等 30名程度

エ 業務内容

受託者は、本業務の目的を達成するため、次に掲げる業務を実施すること。

（実施計画の作成）

本業務全体の実施方針、工程、運営方法、役割分担、安全管理体制等を盛り込んだ実施計画を作成し、委託者の承認を得ること。

（セミナー企画・構成）

次の内容を基本要素として、参加者が香川県産オリーブオイルの価値を体系的に理解できるプログラムを企画すること。

- ① 認定製造事業者のほ場における摘み取り体験
- ② 採油工場の見学
- ③ 農業試験場小豆オリーブ研究所におけるテイスティング体験（テイスティング体験の場所の使用及び講師派遣は依頼済み。）

※その他の独自提案を妨げない。

（関係先との日程調整等）

委託者は、摘み取り体験を実施できる認定製造事業者（例：岬工房、小豆島オリーブ公園等）、採油工場見学先の紹介及び農業試験場小豆オリーブ研究所への協力依頼を行う。

受託者は、委託者の紹介・依頼に基づき、各関係先と具体的な日程調整、実施内容調整、当日の運営調整を行うこと。

(参加者募集)

県内外の国産オリーブを取り扱う百貨店、特産品販売店のバイヤー・販売員等は参加者募集を受託者が行うこと。

(交通手段の手配)

受託者は、高松港を起点とした行程に必要な交通手段を確保すること。

見学・体験先間の移動に必要な貸切バスその他の交通手段の手配、運行調整及び費用負担を行うこと。

交通手段の選定に当たっては、安全性、定時性、参加者の利便性に配慮すること。

(当日運営)

受託者は、セミナー当日の円滑な運営を行うこと。

(配布資料の取扱い)

産地交流セミナーで使用する説明資料、制度紹介資料その他の配布資料については、委託者が作成し、受託者へ提供するものとする。受託者は、委託者が作成した資料を基に、必要部数の印刷、仕分け、当日の配布等を行うこと。ただし、当日の運営に必要な参加者向け案内文、行程表、受付資料、名簿、アンケート用紙等の運営資料は受託者が作成すること。

(学習効果を高める工夫)

本業務の目的達成のため、単なる見学・体験にとどまらず、次のような工夫を行うこと。

- ・収穫から採油、品質評価、流通までの一連の流れが理解できる構成
- ・生産者等による講話や意見交換の機会の設定
- ・参加前後で理解の変化を確認できる仕組み

(安全管理)

受託者は、ほ場での作業体験、工場見学、移動等に伴う事故防止のため、安全管理に十分配慮すること。必要に応じて、保険加入、注意事項の周知、緊急連絡体制の整備等を行うこと。

(実施結果の取りまとめ)

業務終了後、実施内容、参加人数、参加者属性、アンケート結果、課題及び今後の改善提案等を取りまとめた実施報告書を提出すること。

(2) オリーブの新漬け及びオイルのプロモーション

ア 目的

オリーブの新漬け及びオリーブオイルについて、県内外から人が集まる交通拠点、商業施設、観光地等において試食・試飲及び直売を実施することにより、香川県産オリーブ関連商品の認知向上、購買促進及びブランド価値の発信を図る。

イ 実施回数

次のとおり、計2回以上実施すること。

- ①オリーブ新漬けのプロモーション 1回以上
- ②オリーブオイルのプロモーション 1回以上

※新漬けとオイルは、それぞれ別日に実施することを基本とするが、より効果的な方法がある場合は委託者と協議のうえ決定する。

ウ 実施場所

観光客の集まる県内主要交通機関、商業施設、観光地等のうち、集客力及び訴求効果が見込まれる場所で実施すること。実施場所については、受託者が候補を選定し、委託者と協議のうえ決定すること。

エ 参加事業者

「かがわオリーブオイル品質表示制度」の認定製造事業者等から、5社程度の参加を想定する。受託者は、委託者と協議のうえ、参加事業者の募集、参加意向の確認、出店調整等を行うこと。

オ 業務内容

受託者は、次に掲げる業務を実施すること。

(実施計画の作成)

プロモーションの目的、実施場所、レイアウト、参加事業者、運営体制、広報方法、安全管理体制等を盛り込んだ実施計画を作成し、委託者の承認を得ること。

(参加事業者の募集・調整)

受託者は、認定製造事業者等に対し、プロモーション参加の募集を行い、参加事業者の選定・調整を行うこと。

主な業務は以下のとおりとする。 - 募集案内の作成及び送付 - 参加申込受付 - 参加事業者との連絡調整 - 出品内容、試食・試飲内容、販売方法等の確認 - 出店配置の調整 - 当日留意事項の周知

(実施場所の選定・確保)

受託者は、委託者と協議のうえ、実施効果の高い場所を選定し、必要な場所使用の調整、申請、予約等を行うこと。

主な業務は以下のとおりとする。 - 候補地の調査及び提案 - 施設管理者等との協議 - 使用許可申請その他必要な手続 - 会場使用料等の支払 - 搬入出条件、設備条件等の確認

(会場設営・運営)

受託者は、試食・試飲及び直売が円滑に行えるよう、必要な会場設営及び当日運営を行うこと。

(試食・試飲及び直売の実施支援)

来場者が香川県産オリーブ新漬け及びオリーブオイルの品質や特徴を理解できるよう、試食・試飲及び直売を効果的に実施すること。

なお、単なる販売機会の提供にとどまらず、以下のような要素を盛り込むこと。

- ・商品の特徴や製法の説明
- ・認定制度の説明
- ・県産品としての価値や希少性の訴求
- ・生産者・製造事業者のこだわりの紹介

(広報・集客)

受託者は、来場者確保のため、効果的な広報を行うこと。

(食品衛生・安全管理)

試食・試飲の実施に当たっては、関係法令及び施設管理者の定める基準を遵守し、衛生管理を徹底すること。必要に応じて、保健所等への確認及び必要手続を行うこと。

(実施結果の取りまとめ)

各回終了後、来場者数、試食・試飲提供数、販売状況、参加事業者の所感、来場者の反応、

アンケート結果（可能な範囲）、課題及び改善提案等を取りまとめ、報告すること。

4 留意事項

○業務の実施

- ・受託者は、業務着手前に業務工程表を作成し、委託者に提出すること。
- ・受託者は、本仕様書及び契約書に基づき、委託者と十分協議のうえ業務を実施すること。
- ・本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ・委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対し業務内容等の変更を求めることがある。この場合の取扱いは契約書の定めによるものとし、受託者は誠実に協議に応じること。

○経費の負担

- ・業務の実施に伴い必要となる講師の謝金・使用料・物品代等については、委託金額に含むものとする。

○実績報告等

- ・受託者は、業務完了後、速やかに業務の成果に関する報告書を作成し、委託者に提出すること。

○委託料の支払

- ・委託料の支払は、業務完了後、受託者から提出された報告書等に基づく検査に合格した後、請求書を受理してから行うものとし、その取扱いは契約書の定めによる。

○成果物の権利関係

- ・業務の実施により生じた著作権その他の知的財産権の帰属については、契約書の定めによる。
- ・受託者は、成果物について、第三者の著作権、肖像権、プライバシー権、商標権、意匠権、パブリシティ権その他の権利を侵害することのないよう、必要な権利処理を自らの責任と費用において行うこと。
- ・写真、イラスト、デザイン、図表、文章、印刷物その他第三者が権利を有する素材を使用する場合は、受託者においてあらかじめ必要な許諾等の手続きを行うこと。
- ・前2項に関し、第三者との間に権利侵害等の紛争が生じた場合は、受託者の責任と費用においてこれを解決し、委託者に損害を与えないこと。

○秘密保持

- ・受託者は、本業務の履行に関して知り得た一切の秘密を保持し、委託者の承諾なく第三者に漏らしてはならない。契約終了後又は解除後も同様とする。
- ・受託者は、委託者から受領し、又は閲覧した資料、データ等を本業務の履行目的以外に使用してはならない。
- ・受託者は、委託者の許可なく、委託者から提供を受けた資料、データ等を複写し、又は複製してはならない。

○個人情報の取扱い

- ・受託者は、本業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令並びに契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・受託者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、必要な安全管理措置を講じること。

○法令遵守等

- ・受託者は、業務の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、使用者として労働関係法令等を遵守し、適正な業務執行体制を確保すること。

5 担当部局・担当者

〒760-8570 高松市番町四丁目1-10

かがわ農産物流通消費推進協議会事務局（香川県農政水産部農業生産流通課内）

担当者：則包、平井

電話 087(832)3417 (直通)、FAX 087(837)2481